

# 平成22年2月6日(土)は「西原町教育の日」です!

平成22年2月6日(土)は「西原町教育の日」です。教育に対する意識と関心を一層高め、名実共に「文教のまち西原」の充実を図る事を目的として設定しております。午前中は各学校における授業参観、午後は全体会で次のように予定しております。

多くの町民の皆様のご参加をお願いします。

○期日  
平成22年2月6日(土) 午前9時～午後4時45分

○場所  
午前【授業参観】：各幼稚園・小・中学校  
午後【全体会】：西原東中学校体育館

○日程  
午前9時 正午 1:30 1:50 2:45 4:00 4:45



< 表彰 >  
・町青少年健全育成協議会表彰  
・教育活動実践賞

< 実践発表会 >  
1 学校教育部  
西原中学校区実践発表 (坂田幼稚園)  
西原東中学校区実践発表 (西原小学校)  
2 地域教育部会  
町PTA連合会、町子ども会育成連絡協議会

< 教育講演会 >  
講師：調整中  
演題「調整中」

※駐車スペースに限りがありますので、乗り合い、又は公共の交通機関をご利用ください。

多くの皆様のご参加をお待ちしています!

# 平成22年度 町県民税の主な改正について

## ●個人住民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の拡充及び申告の簡素化

個人住民税の住宅ローン控除の適用対象者が拡大され、平成21年から平成25年までに入居し、平成21年分以後の所得税において住宅ローン控除を受ける方も、個人住民税の住宅ローン控除を受けられることになりました。

課税年度	平成20～21年度	平成22年度	
居住開始年月日	平成11年から平成18年の間	平成11年から平成18年の間	平成21年から平成25年の間
市役所へ住宅ローン	毎年必要	不要	不要

### <対象となる方>

- 平成11年1月1日から平成18年12月31日までに新築又は増改築して入居した方
- 平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築又は増改築して入居した方

### <控除額>

- 次のいずれか小さい額 (最高97,500円まで)
- A 所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
  - B 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額

### <控除適用期間>

所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間

### <手続の方法など>

- 1年目は、税務署で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告を行ってください。
- 2年目以降は、年末調整または確定申告の際に、所得税の住宅ローン控除を申請していれば、町県民税においても自動的に住宅ローン控除が適用されますので、役場への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要となります。

※ただし、控除額の計算に以下の情報が必要となりますので、源泉徴収票の摘要欄または確定申告書に次の2項目が明記されていることを十分確認してください。万が一記入が漏れていると、町県民税の計算に住宅ローン控除が反映されません。

- 住宅借入金等特別控除(可能)額  
町県民税から差し引く住宅ローン控除額の計算に必要となります。
- 居住開始年月日  
町県民税の住宅ローン控除の対象となるかどうかの判断に用います

※平成11年から平成18年までに入居された方で、所得税について次の条件に当てはまる方は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」で申告されると控除額が多くなる可能性があります。(申告する方法としない方法の選択が可能)

- ・変動所得・臨時所得を有し、平均課税の適用を受ける方
- ・課税総所得金額のほかに課税退職所得金額などがある方
- ・課税山林所得金額がある方

## ●上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率の延長

上場株式等の配当及び譲渡益に対する10%(住民税3%、所得税7%)の軽減税率は、平成20年12月31日までで廃止し、本来の税率である20%(住民税5%、所得税15%)に戻すこととされていましたが、市場の活性化のため、平成23年12月31日まで3年間延長されます。

～H20	H21	H22	H23	H24～
10% (住民税3% 所得税7%)		10% (住民税3% 所得税7%)		20% (住民税5% 所得税15%)

## ●土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

土地取引の活性化のため、個人が平成21年及び22年に取得した土地について、5年を超える長期間保有後に譲渡したときは、その譲渡所得の計算上、1000万円を特別控除する制度が創設されました。

お問い合わせ先/西原町役場 税務課 町県民税係 ☎ 945-4729(内142) FAX 946-6086

# 観光ガイドMAP



掲載希望  
事業者募集!!!



## 事業内容

西原町・与那原町内の観光地や観光関連施設を掲載し、両町の魅力を県内外に広くPRする観光ガイドマップを発刊する。

## 公募の対象

ホテル・民宿、ショッピング、マリン施設、カフェ、体験施設、工房、お食事処、(スポーツ施設)ゴルフ場、物産、癒しなどの観光関連施設。

## 掲載料

1万円

## 申込方法

- ・「マリンタウン与那原・西原観光ガイドマップ」掲載事業所募集公募要領」を確認の上、申込書を記入し、郵送・持参または、E-MAILにて申込。
- ・公募要領・申込書は申込先において配布するが、西原町ホームページまたは、マリンタウンまちづくり推進協議会ホームページからもダウンロード可。

## 申込、お問合せ先・申込締切

西原町役場都市計画課 ☎903-0220 西原町字嘉手苺112番地 ☎945-4496  
与那原町役場企画総務課 ☎901-1392 与那原町字上与那原16番地 ☎945-5323  
沖縄県土木建築部港湾課  
港湾開発班 ☎900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 ☎866-2395  
【締切日】平成22年1月29日(金) ※郵送・メールは31日(日)